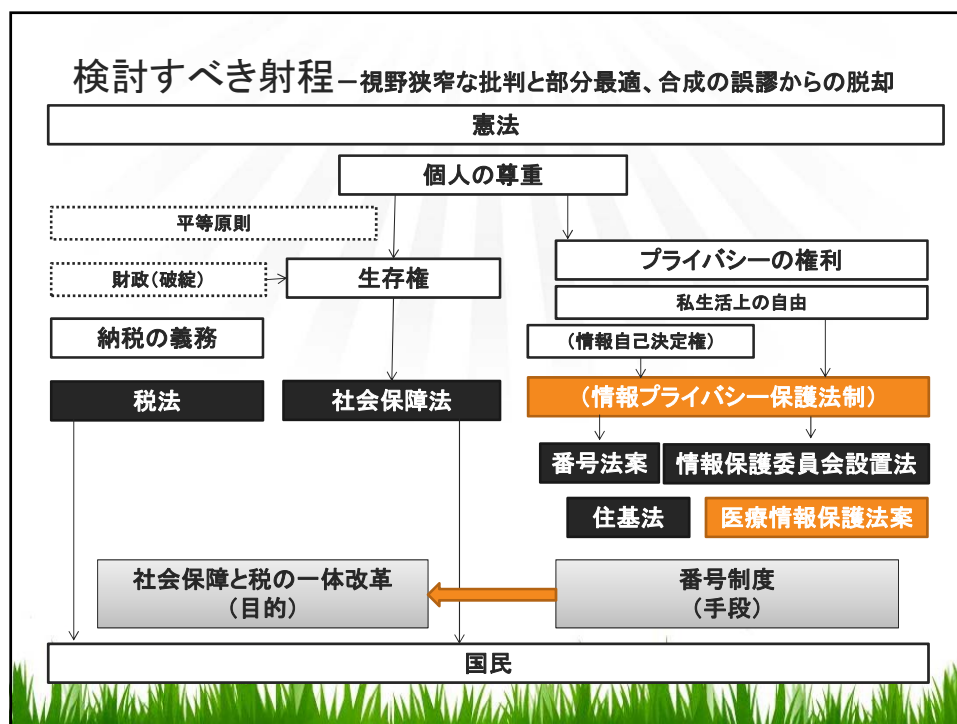


マイナンバー法時代の 個人情報保護法制の課題

— 個人情報保護法(一般法)と マイナンバー法(特別法)の不整合

平成24年3月11日

新潟大学法科大学院・法学部 教授 鈴木 正朝

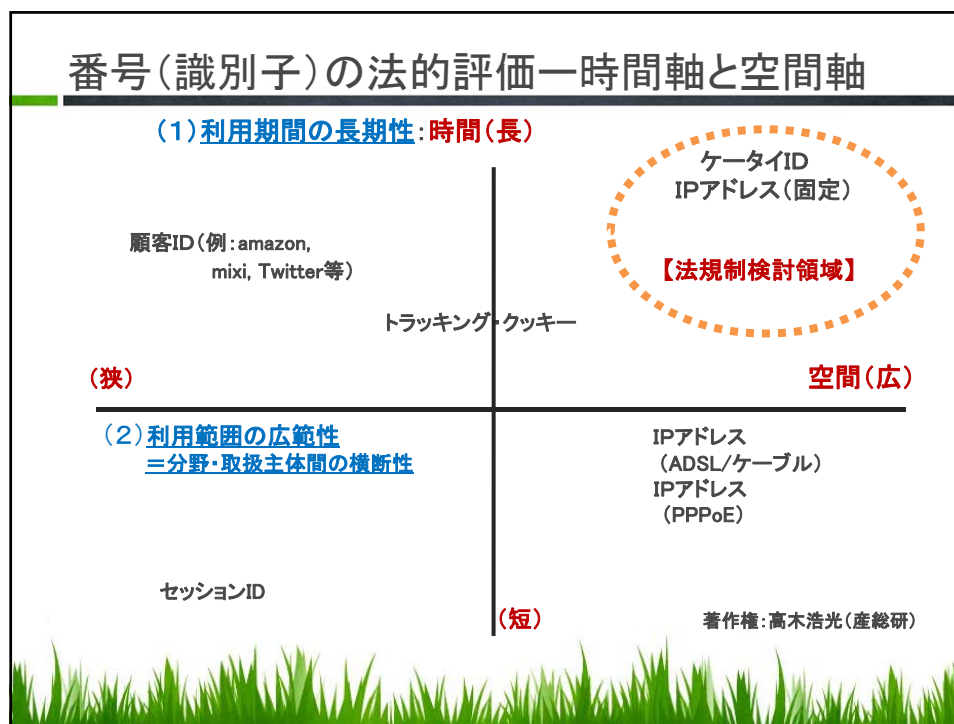




2つの個人情報

- 特定個人の識別情報
→ **中味(コンテンツ)情報**
- 特定個人の識別可能情報
番号(識別子)
→ **機能的情報**

→特定個人の識別情報である必要があるのか? 実質はプライバシーインパクトではないか?



危ない番号(識別子)とは何か？

法規制(PIA・監査等)が必要な番号

1. 番号(識別子)の性質

(1) 悉皆性

国民等日本国内で納税し社会保障による給付を受ける者全員に皆ことごとく付番されること

(2) 唯一無二性

上述した者ひとりにひとりにそれぞれ唯一無二の番号が付されること。

危ない番号(識別子)とは何か？

法規制(PIA・監査等)が必要な番号

2. 番号(識別子)の利用形態

(1) 利用期間の長期性(時間的問題)

年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる。

(2) 利用範囲の広範性(空間的問題、分野・取扱主体の横断性)

医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる。

主務大臣制と法適用(ガイドライン)

「個人情報の保護に関する法律」

「基本法」部分

第1章 総則(目的・基本理念)
 第2章 国及び地方公共団体の責務等
 第3章 個人情報の保護に関する施策等 *第5章 雑則(権限又は事務の委任、政令への委任など)

民間部門の「一般法」部分

第4章 個人情報取扱事業者の義務等
 第5章 雑則(適用除外)
 第6章 罰則

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

地方公共団体による「条例」
 * 市区町村の「個人情報保護条例」
 * 都道府県の「個人情報保護条例」

個人情報取扱事業者
 (民間企業等)
民間部門

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

公的部門

個人情報保護法の適用

1. 主体 ①個人情報取扱事業者 ②行政機関
③独立行政法人等 ④地方公共団体
× (⑤立法機関(衆・参)・⑥司法機関)
2. 客体(対象情報)＝「個人情報」
 - ①個人情報保護法の定義
 - ②行政機関・独法等個人情報保護法の定義
 - ③上記①・②以外の個人情報保護条例の定義
 × * 規格の定義、他国の定義、契約の定義
3. 行為＝「取扱い」
(利用・管理・開示等・訂正等・利用停止・消去…)

* 教育分野の個人情報保護法適用関係(例)

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
文部科学省	行政機関個人情報保護法	総務省(行政管理局)
国立大学法人東京大学	独立行政法人等個人情報保護法	総務省(行政管理局)
学習院大学	個人情報保護法	文部科学省
東京都立小石川高校	東京都個人情報保護条例	東京都
中野区立まんだらけ中学校	中野区個人情報保護条例	中野区
私立〇〇学園小学校	個人情報保護法	文部科学省
〇×進学塾	個人情報保護法	経済産業省

- 研究教育機関を対象として本来一元的に行われるべき文部科学行政が、個人情報の取扱いについては、総務省と文部科学省と地方自治体に分かれる問題。

* 学内関係者と個人情報保護法の適用関係

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
国立大学法人東京大学	独立行政法人等個人情報保護法	総務省(行政管理局)
・大学病院	→ ガイドライン	+ 厚労省
・遺伝子の取扱い	→ ガイドライン	+ 厚労+文科+経産
東京大学同窓会	個人情報保護法	消費者庁
東京大学労働組合	個人情報保護法	厚生労働省
東京大学生協組合	個人情報保護法	経済産業省
大学の委託先企業	個人情報保護法	経産省等主務大臣
学生個人	適用なし(契約法・不法行為法)	(裁判所)

* 医療分野の個人情報保護法適用関係(例)

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省(行政管理局)
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省(行政管理局)
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立〇〇病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立△△病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立××病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
〇〇外科医院(開業医)	個人情報保護法	厚生労働省

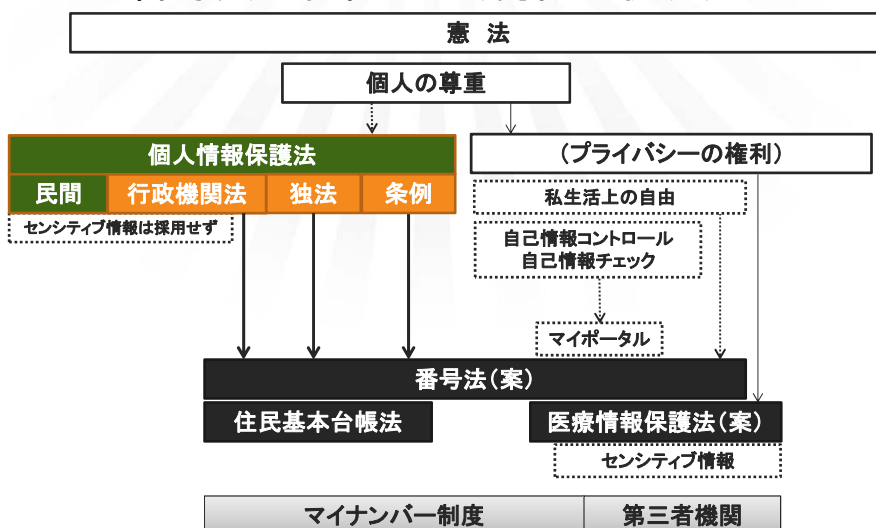
- 病院を対象とする厚生労働行政が、総務省と厚労省、地方自治体(そして、大学病院はそれに加えて文科省)が関与することになる問題
- 広域災害時等の指令系統(例外手続等)の不統一

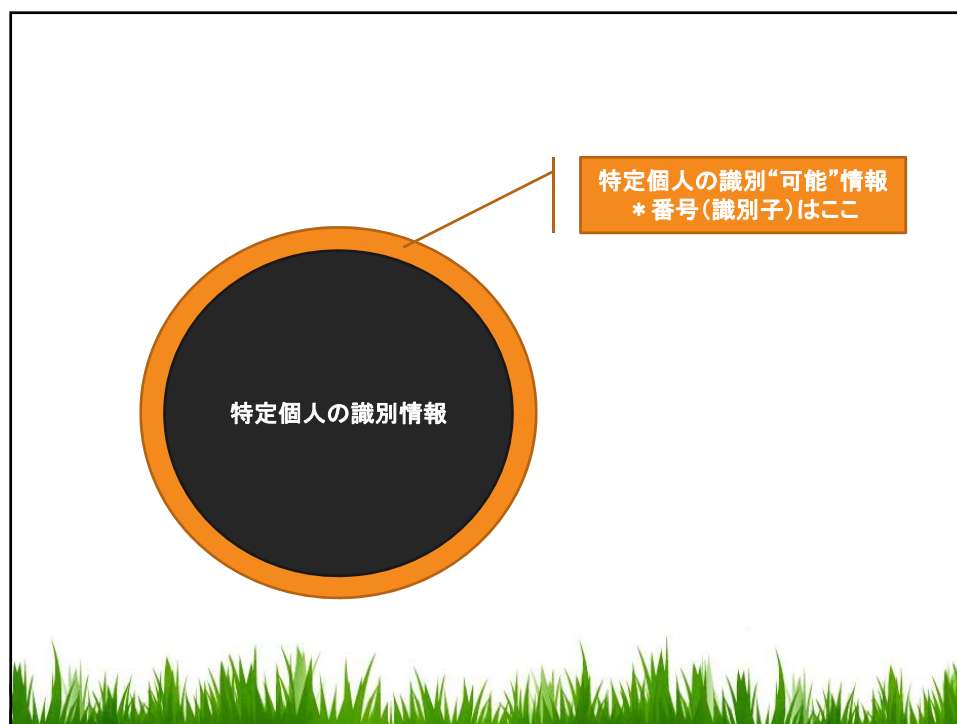
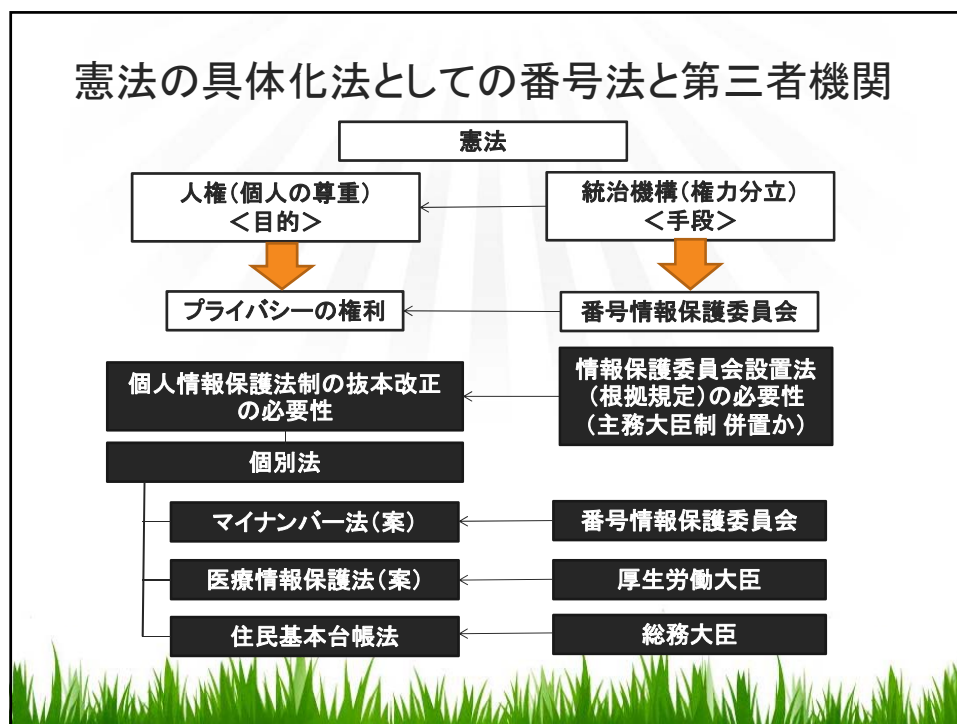
個人情報保護条例を維持できるか？

- 「住基ネット」に加え「マイナンバー」の導入、さらには「自治体クラウド」や「医療クラウド」が構想される時代において、約1800を超える地方公共団体の議会がそれぞれ独自に「個人情報」の定義や安全管理基準を定め得る状態を放置しているか（地方自治の本旨に関わる事項か）？

→マイナンバー法においては**個人の尊重原理（プライバシー権）**に係る情報の保護を図るため人権規定と直結した確認条項をもうけ、権力チェックが有効に機能する法制度とネットワーク系の（自治体間の）越境データ管理を条例に委ねない法制度を求めるべきである。

番号法の位置づけ（現在の状況）





情報のセンシティブ性の評価

1. OECDプライバシーガイドラインの立場

何がセンシティブかの判断基準の定立は無理

2. 日本の現行個人情報保護法制の立場

OECDの立場を踏襲。情報の価値に踏み込まず
特定個人の識別性の有無という形式判断

3. EU個人データ保護指令の立場

センシティブ情報は厳格な規律

4. 日本の医療情報保護法案の考え方

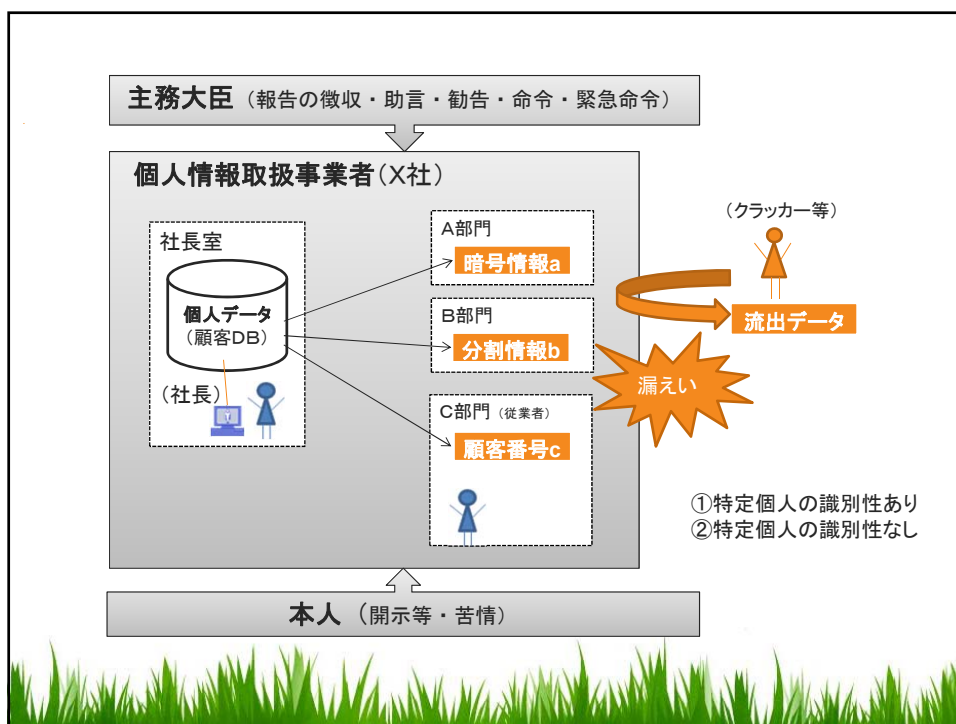
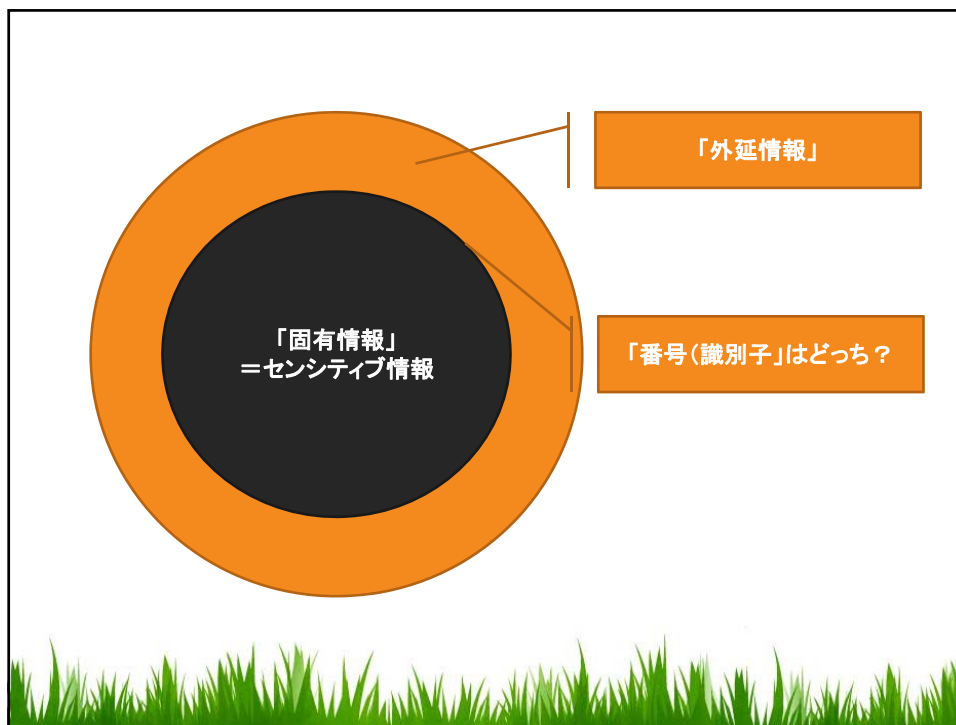
情報のセンシティブ性に配慮した法的規律

日本における「センシティブ情報」の理解の混乱

1. EU個人データ保護指令由来の考え方

自主規制(行政庁の個人情報保護ガイドライン
+業界ガイドライン)時代の残滓

2. プライバシーの権利の固有情報(佐藤幸治 説)を踏まえた考え方

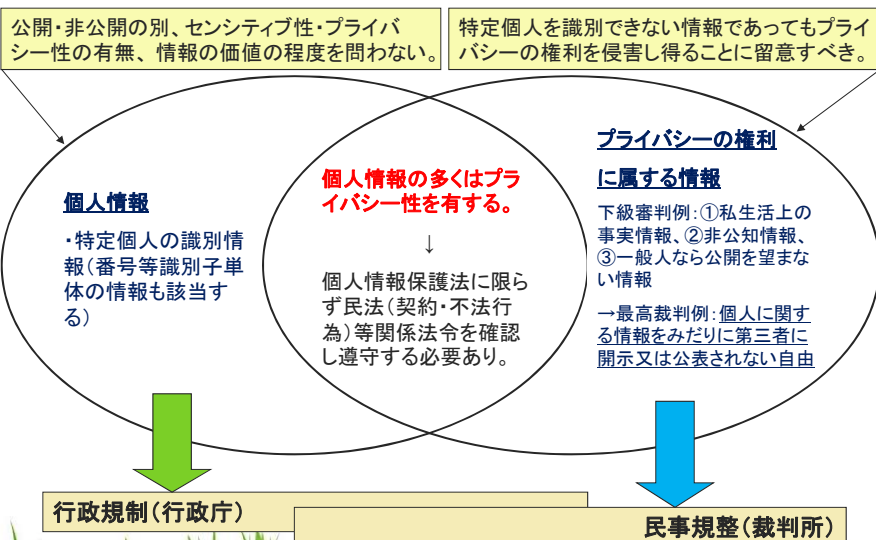


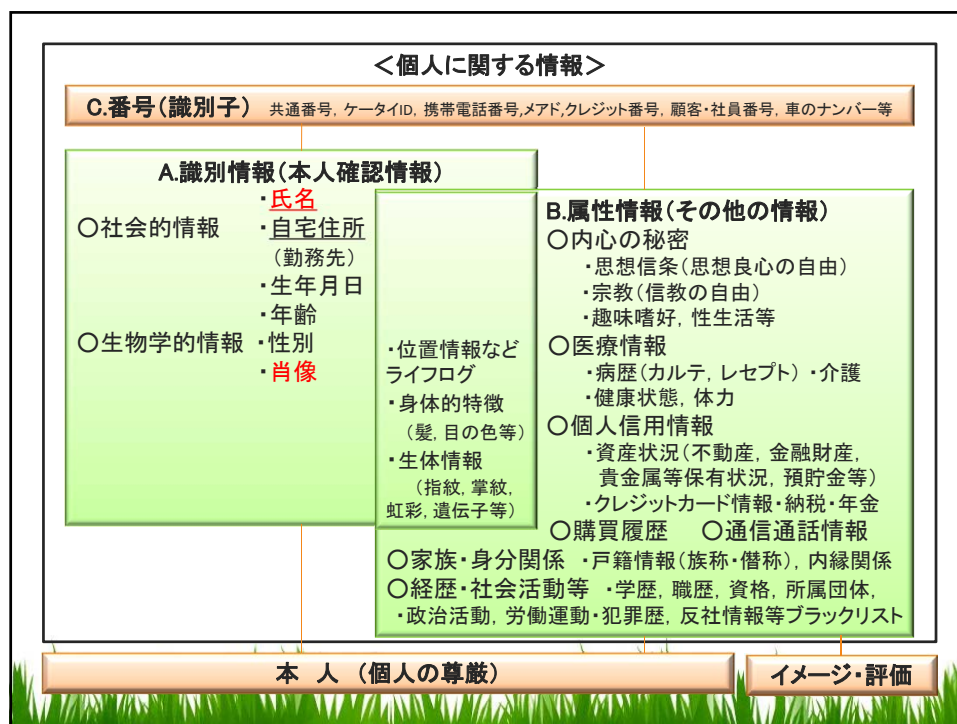
「センシティブ情報」の判断基準は作れるか？

1. 対象情報の性質を静的に形式的に評価して、そのみで法的ルールを確定できるか？
2. 取扱主体と対象情報の性質と情報主体(本人)と取り扱う状況のかけ算で動的に実質的に文脈を捉えて評価すべきではないか？

どのような業務モデル、どのような情報システム上でどのように動いているかを観察して本人または社会に対する**プライバシー影響評価**が必要
→故に、中立的な「第三者機関」が必要

*「個人情報」と「プライバシー権に係る情報」の関係





「番号」の哲学:「個人情報」の定義(2条1項)

- 「識別」の解釈: **誰が識別するのか?** その主語は条文上明らかではない。特定個人の「識別」可能性判断の主体は解釈上の論点となる。
 1. 「事業者」基準: 個人情報を取り扱う事業者を基準として判断する説
 2. 「従業者」基準: 個人情報を取り扱う事業者の従業者等自然人を基準として判断する説
 3. 「本人」基準: 情報主体である本人を基準として判断する説
 4. 「一般人」基準: 社会一般の人を基準として判断する説

番号(識別子)と第三者提供(23条)の適用関係

1. 第三者提供における「識別」性判断の主体

(1) 提供者(行政庁・事業者)基準

(2) 受領者基準(受領者が個人情報取扱事業者であるか否かを問わない。)

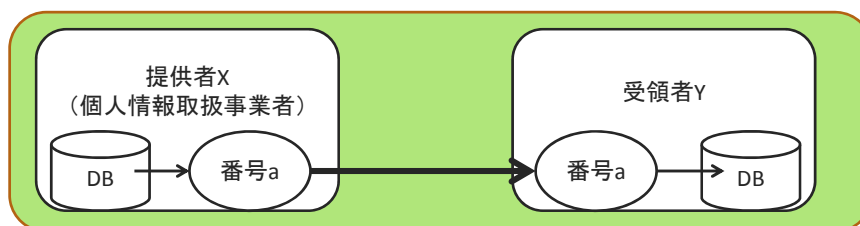
* データ流出の場合は？

2. 「照合」性判断における主体

(1) 行政庁・事業者基準(法人全体から評価する)

(2) 職員・従業員基準(データを取り扱っている自然人を基準に容易照合性判断を行う)

番号(識別子)と第三者提供(23条)の適用関係



提供者X	→(提供)→	受領者Y	Xの法適用の有無
特定個人識別性あり ○	→ 個人データ	特定個人識別性あり ○	あり
特定個人識別性なし ×	→ 番号	特定個人識別性なし ×	なし
特定個人識別性なし ×	→ 番号	特定個人識別性あり ○	なし
特定個人識別性あり ○	→ 番号	特定個人識別性なし ×	経産省 : あり 有力説 : なし